

立川市立立川第四中学校 いじめ防止基本方針

令和7年1月31日
生 活 指 導 部

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは人として決して許されない行為である。いじめは生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は生徒一人一人の小さな変化を見逃さず迅速に対応するとともに、すべての教職員が「いじめはどの生徒にも起こりえる」という認識に立ち、常に危機感をもって、家庭や地域、教育委員会等と連携し、以下を基本的な方針として設定する。

- (1) いじめは重大な人権侵害・犯罪行為との共通理解のもと、「いじめの未然防止に努める学校」「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進する。教員の言動によりいじめを誘発・助長することが絶対にないよう、丁寧な言葉遣いをするとともに、自らの言語感覚を磨く。
- (2) いじめ発生時には、学校はいじめられている生徒の立場に立って守り通し、解決に向けて組織をもってその後の指導に全力を尽くす。
- (3) 被害にあった生徒がいじめと感じた場合は、学校として組織的に対応し、事態の収束・改善に努める。その際、背景にある事情の調査を細かく行い、適切な判断を下し、対応にあたる。
- (4) いじめを行った生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を継続的に行う。また、いじめに直接関係していない「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない集団づくりに努める。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 組織

- (1) いじめ防止等に関する組織として、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。
委員会の構成は、校長・副校長・各主任（生活指導・教務・進路指導・各学年・事務等）・養護教諭及び、必要に応じてスクールカウンセラーとし、校長がリーダーシップを発揮し、教職員が一丸となって取り組む。
- (2) 重大事態が発生した場合には、調査組織を設置する。

3 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

- （各領域において人権教育等を推進する）
- ①学校の教育活動全体を通じた人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分を大切にするとともに他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
 - ②学級活動を充実させ、集団生活の向上と秩序の確立を図る。また、よりよい生活や人間関係づくりに前向きかつ主体的に取り組む生徒を育成し、支持的風土を醸成する学級経営を行う。また、生徒の心に寄り添う指導や声かけを日常的に行い、よりよい集団づくりを推進する。
 - ③道徳の時間を要として、いじめは絶対に許されないことを自覚させるとともに、いじめを止めようとする強い気持ちがもてるよう指導する。
 - ④体験活動などの推進や他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、生徒が円滑に他人とコミュニケーションを図る能力を育てる。
 - ⑤生徒会活動等、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
 - ⑥家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
 - ⑦教職員が積極的に生徒たちと関わり、コミュニケーションをとることで、生徒たちの人間関係を的確に把握し、同時に生徒自身が相談しやすい環境作りに努める。

(2) いじめの早期発見

(いじめは大人の目の届きにくいところで発生する。学校が全力で実態把握に努める)

- ①「管理職・主幹教諭会議」「運営委員会」「生活指導部会」「学年会」で日常的、定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。さらに、管理職・主幹教諭は養護教諭・スクールカウンセラーと連携し、必要に応じて学年主任および関係する教員と情報共有を図る。
- ②日頃から小さな変化を見逃さない姿勢で生徒理解に努め、小さなことでも学年会や生活指導部会で報告し合うようにする。また、周囲の生徒がとるべき行動についても適切に指導し、いじめの兆候や発見があった場合に適切な行動がとれるようにする。
- ③「ふれあい月間」を通じて、「いじめ発見のチェックシート」を実施するとともに、「いじめに関する生徒アンケート」を活用し、いじめの確実な発見に努める。
- ④担任と生徒の二者面談を適宜実施する。
- ⑤教育相談のほか、きめ細かな電話連絡等を通して保護者と情報共有を密に行う。
- ⑥スクールカウンセラーによる1学年生徒の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。

(3) いじめが発生した場合の早期対応

- ①いじめに関する相談・報告を受けた場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、直ちに事実の有無を確認し、対応策を検討する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめを行った生徒に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で行為の善悪を理解させる。また、その保護者に事実を報告し、継続的に指導助言を行う。
- ③いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、生徒や保護者に対する支援を継続的に行う。
- ④犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、立川市教育委員会及び警察等関係諸機関と連携して対応する。
- ⑤解消の判断をする際は、被害生徒の心身の状態をしっかりと把握した上で判断をする。
- ⑥いじめが解消した後も、再発防止策を十分検討した上で、注意深く継続的な観察等による生徒理解に努める。保護者や関係機関と連携しながら、適切な指導を怠らず、再発防止に尽力する。

(4) 重大事態への対処

- ①立川市教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②いじめを受けた生徒・保護者等に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- ③立川市教育委員会及び警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

(5) その他の取組

- ①いじめ防止に関する研修を実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質を向上させる。
- ②SNS上でおきるいじめを防止するために、正しい活用の仕方など、情報モラルに関する指導を、保護者と連携して取り組む。使用者である生徒自身が、正しい判断ができるよう、情報の提供や指導の充実を図る。
- ③いじめの問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継ぐ。

いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- 笑顔がなく沈んでいる。 ■ぼんやりしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- わざとらしくはしゃいでいる。 ■表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 周りの様子を気にし、おずおずとしている。 ■感情の起伏が激しい。
- いつも一人でいる。

2 身体・服装

- 体に原因が不明なキズなどがある。 ■けがの原因を曖昧にする。
- 顔色が悪く、活気がない。 ■登校時に、体の不調を訴える。
- 寝不足で顔がむくんでいる。 ■ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている。
- シャツやズボンが汚れたり破けたりしている。
- 衣服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱、教科書が隠される。 ■ノートや教科書に落書きがある。
- 机や椅子が傷つけられたり、落書きされたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。 ■靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- 必要以上のお金を持っている。

4 身体・服装

- 他の生徒から全く言葉かけをされていない。 ■一人でいたり、泣いたりしている。
- 登校を渋ったり、急に忘れ物が多くなったりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。 ■職員室や保健室の近くでうろうろしている。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。 ■すぐに保健室に行きたがる。
- 家から金品を持ち出す。
- 不安げに携帯電話などをいじったり、メール等の着信等をチェックしたりしている。

5 遊び・人間関係

- いつも遊びの中に入れない。 ■友だちから不快に思う呼び方をされている。
- 笑われたり冷やかされたりする。 ■グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。 ■よくけんかが起こる。
- 付き合う友だちが急に変わったり、教師が友だちのことを聞いたりすると嫌がる。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師と目線を合わせなくなる。 ■教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとせず、避けようとする。